○厚生労働省令第二百二号

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第三百十一号）の施行に伴い、並びに雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項及び障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第四十三条第七項の規定に基づき、雇用保険法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

雇用保険法施行規則及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第一条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置） **第十五条の五**　（略） 2～5　（略） 6　障害者初回雇用コース奨励金は、第一号から第七号までのいずれにも該当する事業主に対して、第八号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が四十三・五人以上三百人以下である事業主であること。 三～八　（略） 7～15　（略）	**附　則** （特定求職者雇用開発助成金に関する暫定措置） **第十五条の五**　（略） 2～5　（略） 6　障害者初回雇用コース奨励金は、第一号から第七号までのいずれにも該当する事業主に対して、第八号に定める額を支給するものとする。 一　（略） 二　その常時雇用する障害者雇用促進法第四十三条第一項に規定する労働者の数が四十五・五人以上三百人以下である事業主であること。 三～八　（略） 7～15　（略）

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数） **第七条**　法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、四十三・五人（令別表第二に掲げる法人にあつては、三十八・五人）とする。	（法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数） **第七条**　法第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数は、四十五・五人（令別表第二に掲げる法人にあつては、四十人）とする。

附　則

この省令は、令和三年三月一日から施行する。

○厚生労働省農林水産省令第一号

大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第四条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

農林水産大臣　野上浩太郎

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則（昭和二十三年厚生省農林省令第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。